
兼六園と辰巳用水を守り、ダム建設を阻止する会 ニュースレター

Tatsumi Express

No.15 ・ 2001年10月8日

辰巳の会事務局

〒921-8134 金沢市南四十万1丁目217

Tel/Fax: 076-298-7429

saigawa@mva.biglobe.ne.jp

<http://www2u.biglobe.ne.jp/saigawa/>

【コンテンツ】

ミゾゴイを第二のトキにさせるな！

使われたことのない水利権 - - 犀川ダムに207万m³のゆとり

辰巳用水は水が多すぎて困っている？ - - 農家をもてあそぶ石川県

ダム関連公文書の紛失があいつぎ発覚

行政不服審査法にもとづく異議申立書を1年7か月も放置

ミゾゴイを第二のトキにさせるな！

辰巳ダム付け替え道路予定地近くに絶滅危ぐ種ミゾゴイが生息

県は工事を中止し、生息環境の保全を

辰巳ダムの付け替え道路予定地近くで絶滅危ぐ種の渡り鳥ミゾゴイが生息しており、営巣・繁殖の可能性が高いことが、森の都愛鳥会の調査によって明らかになりました。

ミゾゴイは、全世界で数百羽しか生息しておらず、日本ではノグチゲラ、オオトラツグミについて個体数の少ない鳥です。

石川県は、付け替え道路の工事を中断し、徹底的な調査を行ったうえで万全の生息環境保全策を講じるべきです。

世界自然保護基金(WWF)ジャパンが8月20日に現地視察を行い、県と意見交換しましたが、県土木部河川課の山本光利ダム建設室長は、「百パーセント、ミゾゴイが生息していると確認されたわけではない」と、工事を強行する構えをみせました。工事をして来年以降ミゾゴイが来なくなったとしても、「来なくなったのが工事のせいかどうかは分からないですよ」とまで言い放ちました。

公共事業に関連してミゾゴイの生息環境保全が問題になるのは、今回が全国で初めてです。道路計画の変更などでミゾゴイの生息地を守れば、今後全国で同様の問題が起こったときのモデル・ケースになります。逆に、工事が強行されれば、悪しき前例として、ミゾゴイ生息地破壊の全国的な流れをつくることになりかねません。

金沢でミゾゴイ絶滅への引き金を引くわけにはいきません。

ミゾゴイを第二のトキにしないため、世論を急速に盛り上げることが求められています。

(<http://www2u.biglobe.ne.jp/saigawa/010820mizogoi.html> に現地視察、県との意見

交換の詳細があります。)

使われたことのない水利権 - - 犀川ダムに207万 m^3 のゆとり 大幅な変更を迫られる辰巳ダム計画

建設コンサルタント・中登史紀さんによる公文書の分析によって、犀川ダムの有効貯水量およそ1,200万 m^3 のうち207万 m^3 を占める工業用水が34年もの間、1滴も使われていないことが明らかになりました。工業用水の事業者である金沢市も、この事実を認めています。

犀川ダムの遊休容量207万 m^3 は、辰巳ダムの洪水調節容量560万 m^3 の4割近くに当たります。この無駄に放置されている207万 m^3 の容量を洪水調節用に転用すれば、データの捏造による県の虚構の雨量予測を前提としてさえ、辰巳ダムは、少なくとも大幅な規模縮小が可能です。

金沢市は、これまでに約3億2千万円の税金を、1滴もつかっていない工業用水のために、負担金として県に納めています。金沢市は、中さんの指摘を受けたのちも、何の根拠も示さずに「将来つかうこともあり得る」と強弁し、犀川ダムの207万 m^3 の転用を拒否する姿勢を示しています。

中さんは、8月30日、工業用水の水利権を破棄または転用すること、不当に支出したダム管理費負担金相当分を市へ返還することなどを金沢市長に求める住民監査請求を行いました。

石川県は、今年度中を目処に犀川の河川整備基本方針の策定作業を進めており、辰巳ダム計画も基本方針に組み込むとしています。犀川ダムに207万 m^3 のゆとりがあることが明らかになった以上、この事実を目をつぶって現在の辰巳ダム計画をそのままにした基本方針をつくることは許されません。国土交通省も、複数のダム間で利水と治水の用途を変更することを含め、2002年度からダム新設を不要にするために既存ダムを徹底活用する方針を示しています。

基本方針策定作業の根本的な見直しが迫られています。

辰巳用水は水が多すぎて困っている？

ダム推進のために農家の苦労をもてあそぶ石川県
水利権行政もずさん

ナギの会による公文書の分析によって、県の水利権行政が法律的にも実務的にもきわめてずさんに行われていることが明らかになりました。

辰巳用水は、金沢城へ水を引くためにつくられた“殿様用水”です。江戸時代から途切れることなく兼六園に引かれる水は、現在でも防火用水など金沢市民には欠かせない用水で、その水利権は、法律上、慣行水利権という非常に強力な権利です。ところが、県は、

辰巳用水の水利権は用水組合(辰巳用水土地改良区)の農業用水としての許可水利権だけであるという見解です。兼六園への導水は、用水組合の水利権の申請・許可文書に「灌漑期以外は兼六園への引用水として取水する」と記述されているだけです。これでは、兼六園には、灌漑期に水を引く権利がまったくないことになってしまいます。法律に対する県の無理解が、このような混乱を生じさせているのです。

複数の水利権が競合した場合は、権利が確定した順に優先権があります。辰巳用水の取水口より上流には犀川ダム(石川県)と上寺津ダム(金沢市)のふたつのダムがありますが、本来、ダムの発電などの水利権よりも、辰巳用水の水利権の方に優先権があります。このことは、発電の許可条件にも明記されています。夏の渇水期など水が不足したときには、ダムでの発電用取水を減らして、辰巳用水の取水を保障しなければなりません。ところが、実際には、上流のダムで先に水を取ってしまうために、夏の渇水期は、辰巳用水は慢性的な水不足に悩まされています。

辰巳用水の水不足は、河川管理者である県の責任でただちに解決するべき問題です。

8月21日、ナギの会との交渉の席上、法律を無視したダムの運用のために辰巳用水が水不足になっていることを指摘された県河川課の山本好能課長補佐は、辰巳用水には常に必要な水を保障していると強弁しました。「問題は水が多すぎる^{よしのり}ことによる不安定取水」「用水組合はむしろ水が多すぎて困っている」とまで発言しました。

県土木部の職員が多数出席した辰巳用水移設・復元等技術検討会の場で、畦地実・辰巳用水土地改良区参事は深刻な水不足について訴えていました。「毎年渇水期になると犀川の水が極端に減り、辰巳用水の東岩取水口が干上がってしまう」「そのため、用水の下流では水が少しも流れず、どぶ川になっています」(「北國」2000年8月15日付「地鳴り」欄掲載の畦地参事の投書)という農家の切実な声を、県は知らないともいうのでしょうか？

「辰巳ダムができれば水を安定的に供給する」として水不足に悩む用水組合に辰巳ダム推進の立場をとらせながら、用水組合の関係者がいない場で水不足の責任を問われると、「辰巳用水は水が多すぎて困っている」と言い放つ。 - - ダム建設推進のために農家の苦勞をもてあそぶ県の不誠実さが浮き彫りになりました。

ダム関連公文書の紛失があいつぎ発覚

こんなずさんな行政に犀川をまかせられない

辰巳の会の公文書公開請求活動により、石川県がダム関連の公文書をいくつも紛失していたことが明らかになりました。一部については、いったん紛失としながらその後発見したにもかかわらず、辰巳の会に連絡してこず、意図的に公文書を隠匿しようとしていた疑いさえあります。

最初に紛失が発覚したのは、昨年10月に公開請求した犀川ダムの大臣認可申請書と全体計画書、認可書。県は当初、ファックスの日付スタンプが入ったものや、数百ページある計画書のうちわずか24ページのコピーが見つかったとして、これらを公文書として登

録し公開したいとしました。辰巳の会は、当然、このような怪文書の受け取りを拒否しました。

ところが、新聞で公文書紛失が大きく報道されると、1か月以上さがしても見つからなかったはずの文書が、報道当日の夕方に発見されたというではありませんか。県の右往左往ぶりはほとんど喜劇ですが、このようなずさんな仕事で県民の命を守るべき河川行政が行われていることは、県民にとっては悲劇です。

今年になって、今度は内川ダム関連の公文書も紛失されていたことが判明。こちらの大臣認可関係の公文書は紛失されたままで、いまだに発見されていません。関係河川使用者のダム建設への同意を示す文書は、あとになって発見されましたが、辰巳の会から追求されるまで発見を隠したままでした。

現在の河川課の仕事ぶりは、辰巳ダム計画の是非を議論できるようなレベルではありません。県民からの負託を受け、県民から税金や公文書を預かって仕事をしているのだというごく当たり前の自覚を、まずはもってほしいものです。

行政不服審査法にもとづく異議申立書を1年7か月も放置

公文書公開請求活動を不法・不当に妨害

辰巳の会が行政不服審査法にもとづいて1999年12月に提出した異議申立書が、石川県によって1年7か月もの長期にわたって何らの処理もされず放置されていたことが明らかになりました。

この異議申立書は、99年8月の公共事業評価監視委員会に提出された秘密文書『犀川水系辰巳ダム治水計画に関する所見』についての公文書公開請求において、執筆者(藤田裕一郎岐阜大学教授)や文書準備に関与した監視委員(川村國夫金沢工大教授)の氏名などが非公開とされたことに対して提出したものです。異議申立書提出後、全面公開になったものの、「事情変更」が公開の理由とされており、辰巳の会はいったん行われた一部非公開決定の理由を不服として、県からの異議申立書取り下げの要請を拒否していました。

辰巳の会は、8月8日、県庁を訪ねて谷本正憲知事あての抗議文を提出しました。

対応した県土木部の小林正樹次長は、「県民には知る権利が、県には説明責任があるという意識を県庁全体がつよくもたなければならない」と述べました。

同時に、小林次長は、公文書公開請求の件数が多いこと、とりわけダム関連の請求が多いことや、人手不足などの事情を挙げ、情報公開関連業務に遅れが生じることにもやむを得ない面があるとし、辰巳の会が抗議文で求めた文書での謝罪や責任の所在の解明、責任者の処分を拒否する姿勢を示しました。

辰巳の会は、県幹部があれこれの“事情”を挙げて曖昧な態度をとっていることが、職務に対する職員の弛緩した態度の温床になっていることを指摘し、あらためて謝罪と責任の所在の解明、責任者の処分をつよく求めました。

(抗議文は、<http://www2u.biglobe.ne.jp/saigawa/010808ken.html> に掲載。)